

物価高騰対応重点支援給付金 (均等割のみ課税世帯・こども加算分)

この給付金は、物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯を支援するため、令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている世帯を支援する給付金です。
対象世帯には、**1世帯あたり10万円**を支給します。また、同一世帯に18歳以下の児童がいる場合は、**児童1人あたり5万円**を加算して支給します。

基準日

令和5年12月1日

給付金の支給対象者

対象世帯の世帯主

※受給を辞退したい方は、受付窓口までお知らせください。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり10万円
- ・ 児童1人あたり5万円

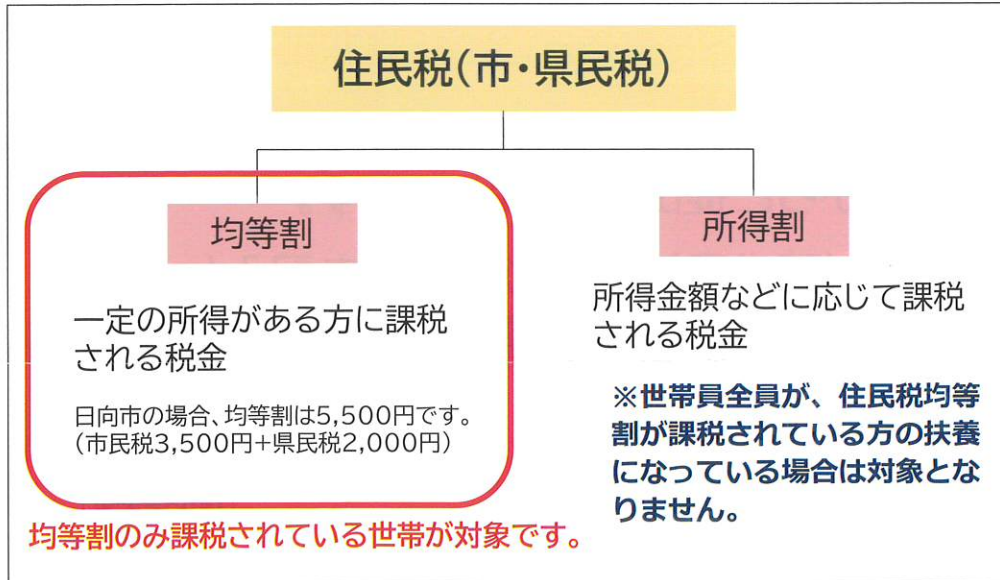
申請期限

令和6年5月31日(金)

※郵送の場合は令和6年5月31日の消印まで有効

(本給付金は、差押禁止及び非課税の対象です。)

【住民税均等割とは？】



※支給対象世帯かどうかについて、お電話でもお問い合わせいただいてもお答えすることはできません。

対象世帯かどうか確認したい場合は、マイナンバーカードや免許証などご本人が確認できる書類をご持参のうえ、直接受付窓口にお越しください。



物価高騰支援に関する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに市や県、国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市又は最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また「内閣府ホームページ」を送信元とし、マイナポータルを装う偽サイトに誘導する手口にご注意ください。内閣府ではそのようなメールは送信していません。

